

令和6年第8回定例公安委員会会議録

開催日時 令和6年3月28日(木) 午前11時15分～午後2時45分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時3分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長

(事務局等～岩城公安委員会補佐室長、前田室長補佐)

3 議題事項

警察職員に対する援助要求(警備部)

警察本部

岡山県公安委員会から、天皇皇后両陛下の「第74回全国植樹祭」御臨場等に
伴う行幸啓警衛実施のため、特別派遣の援助要求があった。

委員

しっかりと警衛に対する練度を高め、派遣先での対応をお願いします。

委員

全国植樹祭は、皇室にとっても、国民にとっても大切な行事であるので、万全
を期して、警備をお願いします。

委員

今年は、年初から援助要求が多く、大変だと思うが、しっかりと対応をお願い
する。特に、天皇皇后両陛下が御臨場されるということで、全国民が注目する大

変大きな行事であるので、万全の体制で任務を遂行していただきたい。

4 報告事項

- 令和6年度会計監査実施計画（警務部）
- 令和5年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）
- 令和6年春の全国交通安全運動の実施（交通部）

（1）令和6年度会計監査実施計画（警務部）

警察本部

警察本部長が行う会計監査については、県警察の訓令に基づき、年度開始前に会計監査実施計画を作成し、全所属を対象に年1回実施しており、その結果を公安委員会に報告している。

令和6年度会計監査実施項目については、重点項目として、契約手続が適正に行われているか、捜査費に係る書類や捜査費の執行は適正か、旅費の支給漏れや支給誤りがなく、速やかに精算されているかなどを確認することとしている。また、その他の項目として、支出等に係る文書、切手、はがき及び現金などの保管状況を確認することとしている。これらの監査は、書面の確認、対面での聞き取りによって行う。

会計監査の対象は、昨年度の監査実施日以降から今年度の監査の前日までとし、全38所属を対象に実施することとしている。

委員

会計監査実施計画の実施項目の中で、変更点はあるか。

警察本部

実施項目に大きな変更点はない。

委員

計画に基づいて、しっかりと会計監査を行っていただきたい。

委員

しっかりと会計監査を行っていただくようお願いします。

委員

公金を扱っているので、細部チェックもしっかり行い、緩みが出ないように会計監査実施計画のとおりお願いします。

(2) 令和5年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）

警察本部

遺失、拾得に関する警察活動への理解を促すために、遺失、拾得物の取扱状況の資料は、毎年公表している。

令和5年中の遺失の届出現金は、約1億3,000万円で、令和4年中と比較して約1,400万円増加している。月別で見ると、12月の増加幅が大きかった。他方、物品点数については、統計の取り方を変えたため、3月以降の比較ができないことから、前年比は省略している。

令和5年中の拾得の届出現金は、約7,200万円で、令和4年中と比較して約300万円増加した。対前年月別比較では、10月、12月が特に増加幅が大きくなった。物品点数については、遺失届と同様、統計の取り方を変えたため、前年比は省略している。

拾得物の内訳については、証明書類・カード類及び生活用品類が上位を占めている。

拾得物の返還等の状況について、現金は、遺失者に返還する割合が最も高くなっている一方で、物品は、県に帰属する割合が最も高くなっている。

最後に、拾得現金のうち、高額であった届出は、いずれも遺失者が判明し返還している。

今後も、遺失、拾得物の取扱いは、県民の権利利益に直接関わる業務であることを認識し、遺失者・拾得者の立場に立ち、早期返還のための遺失者調査など、適切な遺失物業務に努めることとしている。

委員

遺失、拾得物の取扱状況を公表することで、県民が取扱い状況を理解し、警察への信頼につながると思う。引き続き、丁寧な対応をお願いします。

委員

遺失届のあった現金は約1億3,000万円、拾得届のあった現金は約7,200万円ということで、約6,000万円の多額な現金が遺失者に返還されていない。窃盗など、何かしらの犯罪被害に遭っている可能性もあるのか。

警察本部

その可能性もあり、そういった場合は捜査を行うこととなる。

委員

大量の拾得物品は、各警察署で保管しているのか。また、最終的に引取り手がいなかったら、一定期間保管して、処分するのか。

警察本部

そのとおりである。最終的に県に帰属した後に売却や処分を行う。

委員

警察庁共通基盤遺失物管理システムは、他県にいても閲覧ができるのか。

警察本部

そのとおりである。どこにいても遺失、拾得のデータが閲覧できるようになっている。これまで以上に県民への問い合わせに対応しやすくしている。

委員

県単独では難しいが、拾得物品の取扱いについて、アウトソーシングできないか。警察業務が増えている中で、そういうことも今後考慮していくべきことだと思う。

(3) 令和6年春の全国交通安全運動の実施（交通部）

警察本部

本年4月6日から4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施される。

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として行われる。

運動の重点は、「こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底と『思いやり・ゆずり合い』運転の励行」、「自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」の3点である。

期間中の4月10日が、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」、4月15日が、県独自の「交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日」に定められており、関係機関と連携して県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図っていく。

次に、期間中の主な行事予定について、各警察署において出発式等が行われる予定である。運動前日の4月5日には、米子警察署が米子市と共同で交通安全運動推進式を行う。その際に、米子東高校ダンス部のダンスパフォーマンスに合わせて交通安全メッセージを披露する予定である。また、運動初日の4月6日には、境港警察署が関係機関と連携し、水木しげるロードで「ゲゲゲの鬼太郎」のキャラクターの鬼太郎やねこ娘らの妖怪の着ぐるみ11体と交通安全パレードを実施

する予定である。

運動重点に沿った取組として、「こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」関係では、保育園や小学校等において交通安全教室を開催するほか、米子警察署では横断歩道ストップキャンペーンと銘打って、米子市内の全小学校の通学路に警察官を配置し、登校児童の横断指導、ドライバーに対する横断歩道は歩行者が優先であることの広報啓発を行う。「歩行者優先意識の徹底と『思いやり・ゆずり合い』運転の励行」関係では、道の駅、商業施設等において街頭広報を実施するほか、安全運転管理者選任事業所を訪問し、事業所における交通安全意識の高揚を図る。

「自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」関係では、鳥取警察署が鳥取大学の入学式会場において、新入学生等約1,600人を対象に自転車の安全利用等を目的とした交通安全講習を実施する。昨年6月、大学構内で学生の運転する自転車同士の交通事故により一方の学生が一時意識不明になる交通事故があったが、それを受けて実施するものである。そのほか、警察本部では、県高等学校課と連携して、JR鳥取駅において、通学中のマナー向上及び自転車のヘルメット着用等交通ルールの遵守を目的とした街頭広報を実施することとしている。

委員

年度が変わり、新学期が始まるので、子どもたちに向けた広報啓発をお願いする。県民に対する交通安全への意識付けが必要だと思う。警察署の方だけでなく、地域と一体となって、交通安全運動に取り組んでいただきたい。また、各警察署では、行事が予定されているということなので、しっかりと広報もお願いする。

委員

春の交通安全運動ということだが、新しい年度となり、子どもたちが新しい通学路で徒歩や自転車による通学をはじめめる。本当に大切な時期だと思う。子どもたちは、慣れていない道路を使つての通学が始まるので、しっかりと力を入れて、交通安全運動を実施していただきたい。

警察本部

入学式が終わった4月10日頃からが、初めての登校となる。その登校時には、通学路に警察官を配置して指導したり、白バイも走行させる予定である。

委員

小学1年生は、親元を離れての初めての通学となるので、しっかりと安全の確保をお願いする。

委員

自転車のヘルメット着用は、約1年前に努力義務となり、幾分かは着用される

方が増えたように思う。しかし、もう一度、自転車はヘルメットを着用して乗る軽車両であるということを徹底していただきたい。特に、大人が範を示してほしい。横断歩道のストップキャンペーンも県警察の努力のおかげか、よく止まるようになったと思う。重点目標について、子供に重点を置いていただいて有り難いと思う。園児、児童、子供の命を守るということは大人、社会の責任だと思う。ゾーン30整備が進むなど、通学路の安全確保に力を入れていかれるとのことなので、是非、しっかり子供の命を守っていただきたい。この10日間を、県民の安全意識の高揚を図れるような10日間にしていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 報告事項

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体からの令和6年度事業計画書の提出

4 決裁

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体の事務所の住所変更に伴う公示
- ・ 犯罪被害者等早期援助団体の相談事業等の実施に関する事業規程の変更
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法令の施行に伴う関係規程の一部改正
- ・ 警察署協議会委員の委嘱

5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。